

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高保健センターの管理運営費	健康づくり推進課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
1,459	令和9年度					1,459

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市保健センター条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

[事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市気高保健センターの管理運営を令和5年から5年間委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 施設、設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
2. 鳥取市気高保健センターの利用に関する業務（受付、料金徴収、各種案内等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

[これまでの関連する取組]

近年、賃金水準及び物価指数の大幅な上昇が続いていること、適切な価格転嫁を実現する観点から、本市指定管理施設において指定管理料の見直しを行い適切な指定管理料の設定をする。

指定管理者 株式会社さんびる

指定期間 令和5年度から令和9年度

現行指定管理料	R 5 38,916千円	R 6 36,965千円
R 8 37,237千円	R 9 37,237千円	R 7 37,237千円
計 187,592千円		

変更後指定管理料	R 5 38,916千円	R 6 36,965千円
R 8 38,696千円	R 9 38,696千円	R 7 38,696千円
計 191,969千円		

※令和7年度分は2月補正予算、令和8年度分は当初予算に計上

[今後の取組]

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年4月 年度協定書の締結